

議案第 36 号

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例に
ついて

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立社会体育施設設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第125号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第3条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第3条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
橋本市東家体育館	略	橋本市東家体育館	略
橋本市学文路東体育館	橋本市清水363番地		
別表(第9条関係)		別表(第9条関係)	
(1)～(3) 略		(1)～(3) 略	
(4) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館、橋本市学文路スポーツセンター(体育館)、橋本市学文路東体育館		(4) 橋本市伏原体育館、橋本市勤労者体育センター、橋本市東家体育館、橋本市学文路スポーツセンター(体育館)	
施設電気料	略	施設電気料	略
備考 略	略	備考 略	略

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。